

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係政令の整備に関する政令の概要

1 内容

地方交付税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第3号。以下「当初交付税法」という。）の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行う。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正

当初交付税法第1条において、地方交付税における基準財政収入額の算定方法が改正されることに伴い、当該算定方法に準じて算定する都区財政調整制度における普通交付金の基準財政収入額について、収入項目の削除を行う。

② 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）の一部改正

地方財政法施行令附則第2条において引用する地方財政法の引用条項の整理を行う（条項ずれ）。

また、実質公債費比率の算定に用いる標準的な規模の収入の額の算定に係る特例を定める規定、赤字により起債許可団体となる額の算定に係る特例を定める規定等について、当初交付税法第4条による地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の改正に伴う所要の規定の整備や不要な年度の削除等を行う。

加えて、当初交付税法第3条による地方財政法第33条の5の15の規定の追加により創設する「サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債」の許可手続を定める。

③ 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）の一部改正

標準税収入額の算定方法を定める規定について、当初交付税法第4条による地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の改正による特例交付金の新設に伴い、所要の規定の整備を行う。

④ 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成11年政令第95号）の一部改正

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第1条において引用する地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の引用条項の整理を行う（条項ずれ）。

また、都区財政調整制度における普通交付金の基準財政収入額に係る読替規定について、当初交付税法第4条による地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の改正による特例交付金の新設に伴い、所要の規定の整備を行う。

⑤ 特別会計に関する法律施行令（平成 19 年政令第 124 号）の一部改正

当初交付税法附則第 6 条において、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち、7 千億円を一般会計に帰属させることとしたことに伴い、国債償還の定率繰入れの対象外となる借入金等を定める第 41 条に、一般会計に承継された同借入金に関する規定を追加する。

⑥ 地方財政審議会令（平成 12 年政令第 268 号）の一部改正

審議会の所掌事務の特例を定める規定について、②の地方財政法施行令の改正に伴い、新たに設ける地方債に係る許可手続に関する事務を追加する。

⑦ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）の一部改正

早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例を定める規定等について、②の地方財政法施行令の改正に伴う引用条項の整理や不要な年度の削除等の所要の規定の整理を行う。

⑧ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 7 年政令第 362 号）の一部改正

地方財政法施行令の改正規定について、②の地方財政法施行令の改正に伴い、引用条項の整理を行う。

2 閣議決定予定日

令和 8 年 3 月 31 日

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日（当初交付税法の施行期日と同日）